

幼稚園のなかのいざこざ

倉持 清美

私が観察している園は、商店街と住宅街に囲まれ、
年少二クラスずつしかないこぢんまりとした園である。
この園の片隅に位置を占めて子ども達の生活を観察
していると、子ども達が非常に大きくたくましく見えて
くる。逆に頼りげない幼児の姿は目にとまらなくなる。

それは決して悪い意味で言っているのではない。大人の
介在しない子ども同士の関わりのおかげで、子どもたちは
自分のしたいこと欲しいものなどを相手に伝えていかな
ければならない。ここに子ども達のたくましさが見える
のかもしれない。この子どもたちが、交通安全指導の一
環として、母親と近所を歩いてみるという日があった。

園長に、親と一緒にいるときの子ども達の姿も見てみたら
と促された私は、母と一緒にいる子ども達の姿を見に外
に出た。しかし、私が幼稚園のなかで見たあのたくまし
さはかげをひそめ、母親に甘える幼児の姿があった。

幼稚園という場所は、家庭から離れ、母親から離れ
て、子ども達が生活する初めての社会的な場である。そ
こで、一人の教師のもとに集まった同じ年齢の子ども達

の集団に出会う。子ども達の集団では、何も言わなくても自分の欲求を察知して実現してもらえた母子関係のようにはいかない。時には欲求と欲求とがぶつかりあい、いざこざになることもある。このようないざこざ場面では、自分の欲求を相手に受け入れてもらうために、子ども達はあの手この手を使ってくる。まさに、子どもたち同士の集団だからこそ見られるやりとりである。観察していて、子ども達が使う巧みな手や粘り強さに、何度も感心させられた。本稿では、子ども達の幼稚園の生活のなかでいざこざ場面を取り上げ、子ども達がどのように自分の欲求を実現しようとしているかに焦点をあてる。なお、本稿で「いざこざ」として取り上げた事例は、相手の言動に反対するような言動が見られた事例のことを指す。ここでは、そのいざこざのなかでも、主に就学前の子ども達に最も多く見られるという物を巡るいざこざを扱う。観察は、幼稚園生活が二年目になる年長クラスで行った。

一、いざこざを見る視点

いざこざは様々な研究者によって取り上げられる問題でもある。例えば、いざこざの際にどのような方略が使われるのかを検討した研究がある。この研究によれば、最初の方略（いざこざが開始してから最初に使われる方略）として使われるのが、単純な否定・反対理由・対立提案・代替案・服従や同意の延期・言い抜けやごまかしであり、終結の方略（いざこざが終結するときに使われる方略）として、妥協・対立提案・理由・説明の要求・緩和や増長・言い張り・無視があることを示した。また、方略は相互作用的で、相手がどういう方略を使うかによって選択される方略が変わってくることも示された。いざこざの勝敗とルールとの関係を検討した研究もある。この研究では、勝敗を決定するのにどちらが地位的に上かで決定される支配ルールから、どちらが先に持っていたかで決定される先取りルールへ、年齢とともに変わっていくことが示された。

これらの研究から、いざこざは、言語的発達や社会的

発達を促していく場面であることが示唆されている。

実際にいざこざを観察していると、子どもたちは自分の欲求をなんとか通そうとしているのがわかる。その際に、様々な方略を何でも手当たり次第に使っているのではないように見受けられた。つまり、自分が今いる立場で相手に一番有効に機能するような方略を選んで使っているように見えた。それでは、一番有効に機能する方略とはなんなのだろうか。それは、集団のなかで共通になっているルールを反映した方略を使って自分の正当性を強く主張することだと考えられる。例えば、「私が先に使ってたんだから」という先取りルールを使ったり、「これはみんなのものだからね」と共有ルールを使ったりして、自分の欲求を通そうとする。しかし、実際にいざこざのなかで、このようにルールが直接的に示されているとは限らない。幼稚園には様々な文脈があり、その文脈に応じて、効果的なルールの示し方があるはずである。私は、ここで、様々な文脈のなかから、特に、遊び集団内の文脈と遊び集団外の文脈で使われる方

略の相違に注目したい。非常に大雑把な文脈の分類になってしまいが、幼稚園で見られる文脈の特徴的なものとして特に取り上げたい。次に、園のなかで共通になっているルールと文脈について更に詳しく説明しよう。

① 共通ルール

方略に反映される、幼稚園のなかで共通になっているルールとして、少なくとも次の二つがあると考えられる。

1. 物や場所を共有しながら遊ぶこと（共有ルール）
2. 物や場所を先取りした者が優先権を持つこと（先取りルール）

これら二つのルールは、幼稚園の次のような環境から考えられる。幼稚園にある物や場所は、幼稚園に通園する子ども達が持って来たものではなく、幼稚園の財産である。その物や場所は、子ども一人一つの割合であてがうことができるほど、数も量もない。従って、たくさんの子ども達で、限りある物や場所を使って遊びを展開するためには、物や場所を共有しながら遊ぶという、共有

ルールが必要になる。しかし、また、子ども達が自分の遊びを展開するためには、共有されているものを一時的に自分の物にして使う必要がある。従って、先取りしたものが優先権を持つという先取りルールは、遊びを展開するために必要なルールとなる。この先取りルールに関



しては、Bakemanら (Bakeman & Brownly, 1982) の自然場面での就学前児の観察から、就学前児に社会的ルールとして存在することが示唆されている。

②文脈・幼稚園は、様々な遊び集団が存在している。つまり、幼稚園の中には様々な遊び集団があり、その中に子ども達が含まれている、あるいは遊び集団の周辺に子ども達がいる。この遊び集団の存在に焦点をあてると、幼稚園を「幼稚園—遊び集団—個々」という三重円の構造で捉えることができる。この構造の中には少なくとも二つの文脈があると考えられる。一つは、異なる遊び集団同士、あるいは、ある遊び集団とその遊び集団に属さない個人のいざこざ（遊び集団外のいざこざ）という文脈であり、もう一つは集団のなかに属する個人同士のいざこざ（遊び集団内のいざこざ）である。本稿では、幼稚園のなかの様々な文脈から、特にこの二つの文脈に焦点をあててみる。

それでは実際にいざこざを検討し、共通のルールを反映した方略を文脈によって使い分けられているのかどうなの

かを検討してみる。

二、実際のいざこざ場面

年長児を四月から十一月まで、週におよそ二回のペースで観察したところ、物を巡るいざこざは40事例あった。そのうち遊び集団内のいざこざは22事例、遊び集団外のいざこざは18事例であった。

①遊びの集団内のいざこざ

遊び集団内のいざこざでは、先取りルールが「私が先を使ってたんだから」「私が出てきたんだから」などと直接的に示されることが多かった。また、共有ルールは、争点になるものを相手が手に持っていたり、使っている状況のなかで使われた。「一人だけのものなの」「ずるい」と相手の独り占めを責めたり、逆に「一回も使ったことがないんだから」と自分が独り占めしていないのだということを主張するために使われていた。それでは次に実際に事例をあげてみよう。

事例1/AとBがおままごとコーナーでレストランを始

めようと、飾り付けをしている。その飾りのために植木鉢を置くようとしている場面である。

A …ちよっとまっつてよ、はい、うーん、大丈夫、私が置く、いのいの、いちいち言わなくて、(植木鉢をBに渡そうとせずに、置くようとする)

B …だって、私が出てきたんだもん、Aちゃん、言わなくていいんだから、先生に言い付けるからね、Aちゃん、

A …わーBちゃん、この方がいいんじゃない、Bちゃん、この方がいいかも、

B …おいて、並べてみよ、

A …うん、おくん、二人で植木鉢を並べだす)

(注…傍線部は共通のルールが示されている箇所。以下同様)

Bの「私が出てきたんだもん」という先取りルールを直接的に示す言い方の後で、AはBに譲歩しだしているのがわかる。Bが「先生に言い付ける」と言ったのも大きな役割をはたしているのか知れないが、AとBの間には、Bの先取りを無視したAの行為が先生に告げること

のできる違反行為であることが認識されていると考えることができる。

この先取りルールを示すいざごさは、22事例中11事例あった。この11事例のうち8事例は、先取りルールを使用した側が自分の主張をとおすことができてきている。このように、遊び集団内のいざごさにおいて、先取りルールが直接的に示されることが多く、それが有効に機能する理由として次のようなことが考えられる。遊び集団内では、遊び集団内にあるものを巡っていざごさが生じる。遊びを展開しているうちに、誰が先に持ってきたのか、誰が先に使っていたのかということが非常にあいまいになりやすい。従って、先取りルールを直接的に示すことが、遊び集団内では有効に働くのかもしれない。

事例2／廊下で子ども達が妖精ごっこをしている。教師が、蜜が出るという花を持ってくる。それをCが取る。他の子ども達(A、B、D)も欲しがり、いざごさになる場面である。

A…ずるーい、一人だけ、自分だけ、(花を持ったCを他の子

ども達で追い掛け)

B…みんなにかしてあげなよ、

C…やだ、あたし、一回も飲んでないもん、

D…ちょっと、聞いて、ちょっと聞いて、ただ、匂いがするだけなんだよ、

C…誰か、この蜜のみたい人、

他の子ども達…はい、

Aが最初に持ったものを誰にも貸そうとしないときに、A、Bから独り占めしていることを責められている。それに対し、Cは「一回も飲んでない」と自分が独り占めしていないことを主張している。ここで独り占めしている、していないということが言い争われていることから、共有ルールが意識されていると考えられる。

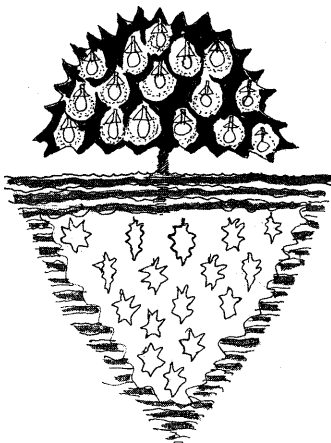
このような共有ルールを示す方略を使用するいざごさは、22事例中9事例あった。この9事例中7事例は共有ルールを示した側が欲求を実現することができた。事例2のように、誰かが先に持っているもの、使っているものに対して独占が責められ、それに対して、「一回も

使ったことがない」などと先取りしている側も独り占めしていないことを主張する。つまり、先取りルールによって使うことや持つことに優先権があったとしても、時間的量的に過度になると、共有ルールによって責められ、先取りしている側は、時間的量的に過度になつていないことを示すために独り占めしていないことを主張するのかもしれない。

②遊ば集團外のいざこざ

遊ば集團外のいざこざでは、先取りルールが直接的に使われることがなかった。借りにくる側を拒絶するために使われた方略は、「使っているから」とか「〜に使うから」と、自分の遊ばのための必要性を主張することだった。借りにくる側は、拒絶されても更に相手に譲歩することが多く見られた。例えば、「ちょっとだけいいから」とか「すぐ返すから」などと時間的量的に限定を加えた方略を使用した。この後にも拒絶されて初めて「ずるい」「一人だけのものなの」と相手の独り占めを責める方略を用い、共有のルールを示した。この場合、所

有している側が共有のルールを使って独り占めしていないことを主張することはあまりなかった。また、この共有のルールが示されるのは、借りにきた側が譲歩を何度も試みて断られる場合に多く見られた。次に事例を検討してみよう。



事例3 / おままごとコーナーで「出前屋」をしているB達のところに、他の遊び集団のAがおままごと道具を借りにくる場面である。この場面の前にもAは借りにきて、断わられている。

A .. じゃあ、そいじゃあ、包丁だけでもいいから貸して、

B .. ダメなんですよ、うち、なくなっちゃったんです、

A .. うーそー、あの包丁？

B .. なくなっちゃったんです、

A .. え？

B .. うんと、出前、出前のしか、なくなっちゃったんです、

A .. 箸は？

B .. 箸もありません。出前のしか、

(中略)

A .. 包丁あるじゃない、ここん中に、

B .. あーそれは、今使ってるんです、

A .. えー、いいでしょう、すぐ返しますから、

B .. 使ってますから、使ってるんです、(Aは教室に戻る)

何度も借りようとして断られているAは「包丁だけ

もいいから」と譲歩している。それに対しBは「出前のしなくなっちゃった」「使ってるんです」と、自分の遊びに必要であることを主張する。Aは再び「すぐ返しますから」といって譲歩するが、断られる。結局Aは教室に戻ってしまう。この事例から、譲歩するAには先取りルールがわかっていると考えられる。

このような譲歩の方略が使われた事例は、18事例中10事例であった。10事例中7事例は譲歩の方略を使用した側が、欲求を実現することができた。このような譲歩の方略が使われる理由としては、次のように考えられる。遊び集団外のいざこざでは、ある遊び集団が所有しているものを他の遊び集団の子どもが借りにきて、それが拒絶されたときにいざこざが生じる。従って、所有している遊び集団の先取りは明らかである。借りにくる側が譲歩の方略を使用することから、遊び集団側の先取りを認めていることがわかる。つまり、借りにくる側にも遊び集団側にも先取りルールは認められているため、先取りルールを直接示すことは、必要ないのかもしれない。

事例4 / 教室でおままごとをしていたAが、廊下でおままごとをしているBにおままごと道具を借りにくるが、なかなか貸してもらえないところから始まる場面である。

A .. ねえ、粘土少し頂戴、

B .. ダメダメ、いろいろな料理作るからダメ、

A .. いいじゃん、

B .. 生意気な口きくんじゃねえ、

A .. まないた一個かして、

B .. だめ、

A .. いいじゃん、

B .. ダメだって行ったら、ダメだ、

A .. オープントースターにするんだから、

B .. だめ、

A .. 全部使わないでしょうが、そんなに、

B .. そうだよ、ダメなんだよ、

(Aは教室に戻り教師に告げる)

この事例の前にも借りにきて断られたAは、「少し頂

戴」と譲歩している。しかし、Bに「ダメ」と拒絶されればかりいるAは「全部使わないでしょうが」とBの独り占めを責める。しかし、結局Bに拒否されてしまう。この後、Aが教室に戻って教師に告げていることから、独り占めを責めたAの態度は正当であることをAはわかっているのかもしれない。従って、ここでAは共有のルールを理解していると考えられる。

このように、共有のルールを示す方略は、18事例中7事例であった。そのうち、この方略を使用した側の欲求が実現したのは、7事例中4事例であった。この方略を使用する側は、7事例中5事例が借りにきた側であった。借りにきた側は譲歩を何度も繰り返して、それが拒絶された結果、共有ルールを示す方略を使用するというパターンであった。この使い方は、遊び集団内の場合と異なる。その理由として次のように考えられる。遊び集団外のいざこざでは、他の遊び集団の子どもが借りにくるまで争点となるものは遊び集団が所有している。従って、先取りしている側は、常に遊び集団にあるため、先

取りがあいまいになりやすい遊び集団内のいざこざと比べて、先取りルールが強く働いているのかもしれない。そのために、借りにきた側はすぐに共有ルールを持ち出さずに譲歩の方略を使用するし、先取り側は共有ルールを示す必要がないのかもしれない。

三、結論

本稿では、いざこざを、その中で使用される方略に焦点をあてて検討してきた。その結果、有効な方略とは、幼稚園のなかで共通になっているルールを示す方略を使うことであること、その方略も、遊び集団内のいざこざと、遊び集団外のいざこざでは、違いが見られることを示した。子どもたちは、いざこざのなかで自分の欲求を実現するために、方略を文脈ごとに使い分けるといふ力を十分に持っていることがわかった。しかし、ここで取り上げた文脈だけでは、非常に不十分である。もっと様々な文脈が幼稚園のなかにはある。例えば、遊び集団外から遊び集団内と移行する仲間入りなども、一つの文脈

と考えられるだろう。これらの文脈についても更に検討し、子ども達がその中でどんな力を見せているのかを明らかにしたい。また、ここで取り上げた子どもたちは、幼稚園生活が二年目になっている子ども達である。従って、幼稚園のなかで共通になっているルールについては、だいぶ学びとっていたと考えられる。しかし、このルールもすぐに身につくわけではない。いざこざの際に教師が介入することで、次第に身につけていくのかもしれない。この過程については、更に検討することが必要だろう。これからも幼稚園での観察を続けていくが、そのなかで、子ども達が子ども達のなかで生活することによって、どんな力を付けていくのか、何を学んでいくのかを検討していきたい。

(お茶の水女子大学大学院)